

総発第404号

平成24年2月3日

酒田市監査委員 和田邦雄様

酒田市監査委員 堀豊明様

酒田市長 阿部寿



定期監査結果に対する措置等について

平成23年11月25日付監発第46号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
建設部 下水道課	指摘事項	・支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが23件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。	遅れたもののほとんどが長期継続契約による施設管理委託契約で、契約の2年目以降分であったため、年度当初での処理を失念してしまったものである。支出負担行為の速やかな起票を徹底するとともに、年度当初において施設管理委託料の執行状況を確認し、処理が遅れることがないように十分注意する。
	注意事項	・郵券の月毎の確認がされていないものがあった。郵券等の保管、管理は適正に行うこと	10月19日 これまでの郵便切手等受払簿を月毎に確認する様式にあらためた。
建設部 土木課	指摘事項	・調定票の作成日が3カ月以上遅れているものが3件あった。調定票の起票については適正に行うこと。	各事業の担当者と事務処理担当者が異なり、各担当者間の連絡漏れが事務の遅れにつながった。報告・連絡を徹底するよう確認した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが9件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理すること。 	<p>支出負担行為書の作成に必要な件についてはリスト化し、処理の有無をチェックできるようにした。</p>
	注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿について、前年度に引き続き記載誤り、記載漏れや人事担当課の決裁がないものがあった。出勤簿の管理について、適正に行うこと。 	<p>2重チェックを行い、記載漏れ、決裁漏れをなくすよう努める。</p>
建設部 建築課	指摘 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが1件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。 	<p>支出負担行為票の作成が適正に行われるよう、契約を行った時点で速やかに支出負担行為票を作成する。</p>
	注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金の要綱において、実績報告時に必要な書類が明記されていない。補助金交付要綱については、必要事項を明確に定めること。 	<p>平成24年3月に要綱を改正する予定。</p>
財務部 税務課	注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・郵券の管理について適正に処理すること。 	<p>使用されないまま保管されている270円切手及び50円切手を、使用頻度の高い金額への切手と交換することについては、1枚当たり5円の手数料がかかることから、交換しないで活用する。12月16日、課内の郵送事務を担当する税制係の打ち合わせの場で、郵便物を送る際は、後納郵便とせず、270円及び50円切手を貼付して送るよう努めることを確認した。</p>
建設部 都市計 画課	指摘 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが5件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。 	<p>10月20日より、発注後、おおむね3日以内に契約書（請書）を受領することにし、受領後は速やかな支出負担行為を徹底する。また、都市計画課共有ファイルに予算執行表一覧（契約の内容、支出負担行為・支出命令処理年月日、金額、内容）を作成し二重チェックの対策を施した。</p>